

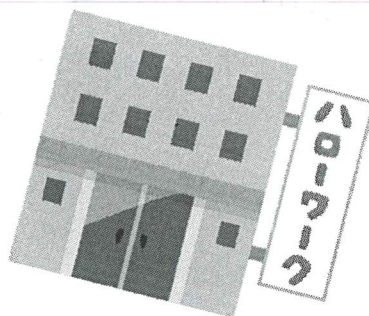
自己都合退職の失業給付が前倒しに

厚生労働省は、自己都合で退職した人を対象にした失業手当の給付までの停止期間を「3ヶ月」から「2ヶ月」に縮める方針を示しました。これにより、より早く失業手当を支給して、転職活動をやすくするようです。失業手当は、主に労使が資金を拠出する雇用保険から給付されていますが、安易に離職し失業手当の財源を圧迫することがないように、給付するまでの期間を3ヶ月としてきました。

しかし、今回新たに「5年間で2回に限る」という条件はついてきますが、自己都合による退職から、約2ヶ月で給付するように見直されることになりました。

2020年に施行し、再就職までの期間や離職率への影響を、2年をめぐりに検証する見込みです。

ちなみに、失業率の低下に伴い失業給付は減少しており、増加を続ける育児休業給付が初めて失業給付を上回る見通しとなっているようです。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまで「連絡くださいませ」。

〒631-0076
奈良市富雄北3-20-33-306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222
FAX 0742-47-5527
<http://www.musimaru.com/>
E-mail: musimaru@kcn.ne.jp